

都市計画論文[発表付](旧 学術研究論文発表会論文)および質疑討論 応募要綱

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文、質疑討論 応募規則第8条第1号に基づき、都市計画論文[発表付]（以下「発表付論文」という。）の応募にあたっての細目を定めるものとする。

2. 内容

- 1) 発表付論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類等について応募規則第2条から5条を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載された論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の公表後3ヶ月以内（必着）である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）学術委員会（以下「本委員会」という。）より回答討論の執筆を依頼する。

3. 応募資格

第一著者及び発表者は、第1次審査応募時に本学会個人会員（正・学生・名誉会員）、または入会手続きを行っている者とする。第二著者以降においては、非会員を共同著者とすることもできるが、掲載料が異なる。なお、第一著者となれるものは1編についてのみであり、他の論文の第一著者にはなれない。また、発表者となれるのも1編についてのみであり、1編についての発表者は1名とする。但しこの条件のもとで、第一著者以外の共同著者が発表者となることは妨げない。

4. 審査方法

本委員会の中に「論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査の判定は2段階に分けて行い、第1次審査では、採用、条件付再審査または不採用の判定を行う。第2次審査では、条件付再審査について採用、不採用を決定する。質疑討論については、審査は1回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。

5. 応募・審査プロセス

5-1. 執筆要領集の告示

2021年3月1日より、執筆要領集（応募規則、応募要綱、第1次審査用原稿執筆要綱、最終原稿作成要綱）

を本学会ウェブページに告示する。

5-2. 第1次審査への応募

4月20日～4月28日の間に、本学会ウェブページより、第1次審査用原稿PDFファイル及び論文情報等を登録すること。また、論文投稿料を6月末日までに納入すること。

5-3. 第1次審査結果の通知

第1次審査結果は、8月上旬に著者代表者宛通知する。

5-4. 第1次審査での採用論文の最終投稿、および条件付再審査論文の第2次審査への応募と審査結果の通知

第1次審査の結果が、採用、条件付再審査となったものは、8月7日～17日の間に、本学会ウェブページの登録画面にて最終原稿PDFファイル・修正箇所を明示した原稿PDFファイル・修正意見への回答書を登録すること。なお、原稿に記載する著者名は、第1次審査投稿後の変更は認めない。

第1次審査で条件付再審査となった論文は、最終原稿に対して第2次審査を行い、その結果（採用または不採用）は9月中旬に著者代表者宛、通知する。なお、第2次審査後の原稿の修正は認めない。

6. その他

公表：審査の結果、「採用」となった論文等は、「都市計画論文集 Vol.** No.3」に掲載する。なお、質疑討論と回答討論は原則として同時に公表する。

発表：発表付論文は、全国大会において必ず口頭で発表しなければならない。発表言語は日本語とするが、英文論文の場合は英語を用いても良い。

投稿料：論文等の投稿料として11,000円（税込）を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

掲載料：論文の掲載料として、下記のように設定する。
全著者が会員の場合：6頁まで33,000円（税込）を標準とし、追加1頁毎11,000円（税込）を徴収する。
非会員が著者に含まれる場合：上記会員掲載料に加え、非会員著者1名あたり、16,500円（税込）を徴収する。
著作権：応募規則第10条を参照すること。

7. 連絡・照会先

日本都市計画学会 都市計画論文係
journal-ac@cpj.or.jp

8. 要綱の改正

この要綱は本委員会議決により改正することができる。（附則）この要綱は2021年1月1日から施行する。